

# 独立行政法人評価委員会第15回農業分科会

# 独立行政法人評価委員会第15回農業分科会

日時：平成17年2月14日(月)

会場：三田共用会議所第4特別会議室

時間：13:29～15:54

## 議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議 事

(1) 審議事項

分科会長選任

分科会長代理の指名

各担当PT(案)について

役員に対する報酬等の基準の変更について

(家畜改良センター、農林漁業信用基金)

肥飼料検査所の中期計画の変更について

(中期計画)

農薬検査所の中期計画の変更について

(中期計画)

種苗管理センターの中期目標等の変更について

(中期目標、中期計画、業務方法書)

家畜改良センターの中期計画の変更について

(中期計画)

農畜産業振興機構の中期計画の変更等について

(中期計画、業務方法書、短期借入金の借換)

農林漁業信用基金の業務方法書の変更等について

(業務方法書、短期借入金の借換)

水資源機構の中期計画等の変更について

( 中期計画、業務方法書 )

評価基準について

( 2 ) 報告事項

見直し前倒し検討 1 0 法人の中期目標期間終了時の見直しについて

その他

4 . 閉 会

午後1時29分 開会

経営政策課長 定刻となりましたので、ただいまより農林水産省独立行政法人評価委員会第15回農業分科会を開催いたします。

私、今回……

田嶋専門委員 ちょっと待ってください。開催に先立って事務局に確認をしておきたいことがあります。

この委員会は新規の、更新された委員会と理解してよろしいですね。

経営政策課長 今回、委員の改選がございましたので……

田嶋専門委員 私の理解では、第3期ということになります。

そういうことでしたら、新委員会の開催に先立って、取り上げておいてほしいことが1つあります。 というよりも、宙ぶらりんになっている2期委員会からの懸案の事項ですね、このことについて発言を許していただきたいと思います。

皆さんご存じのように、農業者大学校廃止の方針が12月末に決定されました。私は、そのPTの委員としてかかわったものであります。しかし、これは昨年8月の段階で、我々PTが行った評価とは全く相容れない結果であったわけです。このPTの……

経営政策課長 ご発言中、大変恐縮でございますが、今のお話は農業者大学校の廃止の問題だと……

田嶋専門委員 そうです。しかし、農業者大学校の問題だけではありません。もう少し広い問題だと、前委員会にかかわる問題だと私は理解しますので、ここに発言をさせてもらっているわけです。

短い時間ですので、ちょっと時間をください。

経営政策課長 できれば、議事の報告事項の中に関連する議題がございますので、そちらでご発言いただければと思いますが。

田嶋専門委員 わかります。しかし、新規委員会になる前にやっておかなければならない問題である、これは2期の委員会の積み残しの問題であると私は考えますので……

経営政策課長 それならば、短時間でお願いします。

田嶋専門委員 はい、短時間いただきます。

全く違った評価が出てしまったわけです。このPTの評価は第2期委員会のこの席でも皆さんに提出して、ご議論していただいて、認めていただいた委員会の公式見解であります。ですから、これは公的見解でありますから、この見解に対して別の案が決定されたということにな

と思うんですね。

この農水省案は、私たちPTの意見 イコールこの委員会の見解、基本的な考え方ではありますが、それと全く相反することははっきりしているわけです。

そこで、この間、私たちのPTは、農水省に委員会の開催をずっと求め続けてきました。実は私たちは、本日の会議はそのためのものだと、それも中心議題になるものだと受けとめて、2期の最後の会議だと受けとめておったわけです。しかるに、送られてきた議案の次第を見て愕然といたしました。これは旧委員会から新委員会に切りかわったということであり、いわばリセットされている。私たちの要望は全く無視された状態で、報告事項としての位置づけになっております。

私たちは、それでもなお、農水省には第2期委員会に対してこの間の経緯の説明責任があると考えております。新委員会に対してではなく、旧委員会に対して説明責任があるだろう。旧委員会もまた、この間の事情を説明してもらうべきであると考えておるわけです。

PTのメンバーには、個別的に尋ねてきて廃止に至る経過を説明してくれました。しかし、これは全体の事柄が決着してからのことです。「こうなりました、ご了解ください」ということでありました。しかしながら、これは個別的な説明で済む問題ではありません。事は委員会全体の性格、役割、そして存在意義にかかわっている問題である、私たちはそう考えざるを得ない。それゆえに、農者大のPTのメンバー、これを担当してきたのは小林委員、実は既に辞任なさって、今日は新規委員会になってしまったので出席できておりません。それから、任期のない私と佛田専門委員の2人で一緒に、極めて変則的ではありますがけれども、更新委員会が開かれる前に、この場で農水省の方からしかるべき説明を求めたい、納得できるような説明をしていただきたいと考えて、開催される前に発言を求めているわけです。

幸いに、旧委員会のメンバーがここには沢山お見えです。その人たちも恐らく私たちのPTの提案を支持してくれているのではないかと、私はそういうふうに考えております。多くの人から、この間のやり方は腑に落ちない、納得しかねるという声を聞いております。

第2期の委員の方々には、既にPTの私たちの見解を郵送させていただきました。ところが、小林委員が先日、辞任せざるを得ないと。そのまま任期切れになってしまうよりも小林委員としては辞任を選んだということで新しい状況が発生しましたので、改めて皆さんに私たちの意見書をお配りしておきたいと思っております。PTの見解は、どうぞ詳しくは文書で確認をしていただきたい。時間が余りとれないということですので、そうさせていただきます。

まずこういうわけで、PTとしては、この間の廃止決定に至る事情を事務局のしかるべき方

から説明していただきたいと考えております。いかがでしょうか。

経営政策課長 それでは、直接の担当でございます官房の文書課の方から説明を申し上げます。

文書課課長補佐 文書課の法人班で課長補佐を担当しております園田と申します。

経緯については先ほどお話あったとおり、また後ほど、どういう考えで省としてそういう決定をしたかは詳細に説明させていただこうと思いますが、私からは、通則法なりとの関係で、今回どういう決定をしたのかといったことについて説明させていただきたいと思っております。

通則法との関係からしますと、まず、この独法評価委員会の役割についてですが、これは通則法の第12条第2項におきまして、独法の業務の実績に関する評価に関する事、その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること、この2つが評価委員会の役割だと整理されております。

この上で、中期目標期間終了時の見直しについては、通則法第35条第2項に基づきまして、主務大臣が中期目標期間終了時における業務全般の検討を行うに当たって、客観性、専門性を持った独立行政法人評価委員会の意見を聞くことになっております。省としてはこの規定にのっとりまして、省としての見直し素案を策定するに当たって、昨年8月の評価委員会において意見聴取を行ってまいりました。最終的に見直し内容を決定するに当たりまして、12月17日付の文書によって意見を聞いたところでございます。

最終的なところなんですけれども、これは先ほど申し上げたとおり、通則法上は委員の皆様からいただいた意見を踏まえて検討を行って、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたということで、最終的に委員の皆様の見解も踏まえ、かつ、これは議論の経過の中で総務省の評価委員会、また有識者会議、こういったところとの議論、そういったことをトータルで考えまして、省として最終的に所要の措置を講ずることを決定したところでございます。

その意見の聴取を十分に行わなかったのではないかとのご指摘については、また改めて今年予定される7法人の見直しに当たっては、そういった反省に立って、できる限り配慮したいと考えているところでございます。いずれにせよ、節目、節目に情報提供を行って、必要に応じて十分な意見交換を行えるよう、今後とも最大限努力していきたいと考えている次第でございます。

田嶋専門委員 私としては、今のご説明に納得しかねます。

私は、この間、農業者大学の専門委員を4年間やっています、あちこち視察に行ったり、あるいは学生と会ったり、いろいろな関係者の話を聞いて、これは実に重要な、必要な、言っ

てみれば日本の社会の一つの財産であると考えに至ったものですから、これは何としても守っていきたく。評価委員会の意見もそうであったし、委員会でもそれを認めていただいたわけですね。そのどこが意見を踏まえて廃止案を決定したということになるのか、これは改めて説明していただきたいと思いますけれども、報告事項の中でお話を聞きたいと思います。

もう時間が来ておりますので、私の発言はこれまでにさせていただきますけれども、新しく分科会長になれる先生には、この問題を単なる報告事項として済ませるのではなくて、ぜひ議論できる場として組み込んでいただきたい、そういうお願いをして、発言を閉じさせていただきます。

経営政策課長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきますと思います。

改めて、今回、委員の改選がございましたが、本日お集まりの皆様方におかれましては引き続き、あるいは新たに委員をお引き受けいただきまして、心より感謝申し上げます。今後とも独立行政法人の効果的、効率的な業務の実施のために、今後2年にわたりましていろいろご指導、ご鞭撻をいただければとお願い申し上げます。

本日は委員改選後、初めての会議でございますので、分科会長が選出されるまでの間、恐縮でございますが、私・経営局経営政策課長の柄澤が司会進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、新たにご就任いただきました委員及び専門委員のご紹介をさせていただきますと存じます。

まず、向井委員でございます。

次に、臨時委員より委員になっていただきました渡邊委員でございます。

中嶋専門委員でございます。

長沼専門委員でございます。

また、本日はご欠席でございますが、石黒専門委員にもご就任いただいております。

本日は、委員、臨時委員12名中10名のご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項の規定に基づきまして、定足数を満たしております。分科会の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、恐縮ですが、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

資料の配付一覧という紙が2枚目ぐらいにあるかと存じますが、そこにありますように、資料1から資料13までご用意申し上げます。右肩にそれぞれ資料番号を付しておりますの

で、ご確認いただきまして、もし不足があれば事務局の者にお申し付けいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、本日最初の議題でございます農業分科会の分科会長の選出をお願いしたいと存じます。

選出の方法につきましては、独立行政法人評価委員会令によりまして、委員の方々の互選となっております。

どなたかご意見がありましたらお願い申し上げます。

手島委員 前回に引き続いて、松本先生をお願いしたらどうかと思います。

経営政策課長 今、手島委員から松本委員にというご提案がございましたが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

経営政策課長 ご異議がないということでございますので、そうさせていただきますと存じます。

恐縮ですが、松本委員におかれましては席をお移りいただきまして、今後の議事進行をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(松本委員 分科会長席へ)

松本分科会長 前回の極めて不束な進行役に続きまして、今回もまた分科会長ということでご指名をいただいたわけでございますが、今日、もう既に冒頭、非常に強い、厳しいご指摘がございました。私としては、これを謙虚に受けつつも、この大任を果たしていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これから私の方で議事進行をさせていただきますが、まず最初に、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長の職務を代理する委員については分科会長があらかじめ指名することと規定されておりますので、私の方から指名させていただきます。

分科会長の代理は、徳江委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、各担当PT(案)についてでございますが、各委員にご担当いただきますプロジェクトチームにつきましては資料2のとおりでございますが、基本的には昨年までと同様ということではどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議ありませんか。

田嶋専門委員 私は、先ほど述べた理由によって、農業者大学校PTとしての責任が前回、全うできたとは思っておりませんので、この件については留保させてください。この先、議論がどういうふうになるのか考えながら姿勢を決めたいと思っておりますので。

佛田専門委員 私も、農業者大学校PTの4年間の業務について、このような状況でございますので、田嶋専門委員同様、PTの委員就任については留保させていただきたいと思えます。

松本分科会長 それでは、田嶋専門委員、佛田専門委員のただいまのご意見は、私、分科会長としてひとまずいただきまして、今後、事務局の方と真摯にこれを討論してまいりたいと思えますが、お2人、いかがでしょうか。

田嶋専門委員 結構です。

松本分科会長 佛田専門委員もよろしゅうございますか。

佛田専門委員 はい。

松本分科会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、これからの評価基準等の見直し、実績評価については、資料2の所属ごとに各プロジェクトチームを開催いただき、ご審議いただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、これから各法人の案件について審議をいたします。

まず、役員に対する報酬等の基準の変更についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

経営政策課長 ただいま分科会長から紹介がありました役員に対する報酬等の支給基準につきましては、各法人が定めることとなっております。新たに定めた場合あるいは変更がなされた場合には、主務大臣に届け出ることとされております。これら基準の届出があった場合、主務大臣はこれを評価委員会に通知し、評価委員会は主務大臣に対し意見を申し出ることができるとされております。

資料3及び4にございますように、家畜改良センターと農林漁業信用基金の2法人より役員報酬等の支給基準の変更届けが出されておりますので、ご意見をいただければと存じます。

各資料の表紙の次に、農林水産大臣からの通知文の写しをつけております。代表いたしまして、資料3の家畜改良センターの通知文を読み上げさせていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聡殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人家畜改良センターの役員に対する報酬等の支給の基準について。

独立行政法人通則法第52条第2項の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、同法第53条第1項の規定に基づき、貴委員会に通知します。

以上でございます。

松本分科会長 変更の具体的内容として、まず、家畜改良センターからご説明をお願いいたします。

家畜改良センター理事 家畜改良センター理事、松尾でございます。

資料3の2ページでございます。

昨年10月28日に農林水産大臣宛、家畜改良センター役員給与規程の改正について届出をいたしております。

内容につきましては、家畜改良センターは特定独立行政法人ということで、通則法におきまして、役員に対する報酬の支給の基準については国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等を考慮して定めることになっております。

昨年、人事院勧告におきまして、寒冷地手当につきまして大幅な見直しが行われております。その見直しを踏まえまして、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正が行われております。その改正された寒冷地手当を準用いたしまして、家畜改良センターの役員の報酬に関する規程を改正したということでございます。

内容につきましては、4ページの左側でございます。

新旧対照表になってございますが、従前は、寒冷地手当は11月から3月までの5カ月分を一括して支給ということでございましたけれども、今回の法改正で、毎月、月ごとに支給することになっております。したがって、その部分を改正したということでございます。

従前は、理事長が別に定める日 基準日と申しますけれども、10月31日に在勤する常勤役員に対しまして支給するというので、基準日の翌日から別に定める日 これは3月31日でございます に対して支給するというのでございましたけれども、改正後は、11月から翌年3月までの各月の初日に支給するとしてございます。そして月ごとの手当の額を定めたものでございます。

松本分科会長 次に、農林漁業信用基金からお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長、馬場でございます。

資料4「農林漁業信用基金の役員に対する報酬等の基準の変更について」でございますが、今回の変更の1つは、通勤手当に係るものであります。

資料4の3ページに新旧対照表がありますが、その中の第3条及び第7条の改正というのは通勤手当に係るものでございます。

当基金では、平成16年度において都内4カ所に分散している事務所の統合を予定しております。

して、統合した場合に通勤経路の変更が見込まれることから、通勤手当の支給基準を、他の法人では既に1カ月定期から6カ月定期に変更しておるんでございますが、その変更を見合わせておりました。昨年12月6日に事務局が統合されましたので、同日付で、6カ月定期を基準にするように規程の改正を行ったものであります。

もう一つの変更は、附則の改正でございます。

これは独立行政法人になるに当たっての期末特別手当の経過規定ですが、現段階においてその必要がなくなったので、削除するものであります。

松本分科会長 それでは、家畜改良センターと農林漁業信用基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、ご意見あるいはご質問をちょうだいしたいと思います。ございませんか。

それでは、両法人の役員に対する報酬等の支給基準については、当分科会としては、意見なしということで処理させていただきます。

次の議題は、肥飼料検査所の中期計画の変更についてでございます。

説明していただく前に、農林水産大臣から中期計画の変更について評価委員会に諮問がされておりますので、朗読をお願いいたします。

経営政策課長 資料5の表紙の次に諮問文の写しをつけておりますので、これを朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聰殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人肥飼料検査所の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について。

標記について、独立行政法人肥飼料検査所理事長 松原謙一から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法第30条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

松本分科会長 続きまして、変更の具体的内容につきまして、肥飼料検査所からご説明をお願いします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所理事長の松原でございます。

お手元の資料の2ページに、私どもの方から大臣あての中期計画の変更認可についての申請書がございますが、飛ばさせていただきますして、3ページが具体的な変更内容の新旧対照表でございますが、予算及び資金計画につきましての数字の変更でございます。

背景及び理由につきましては、18ページに記載してございます。

私ども、福岡にございます地方事務所の建物を平成13年度の補正予算において措置していた  
だき、新築建て替え工事を実施いたしまして、平成15年3月に竣工いたしましたわけですが、  
が、(注)にございますように、この建設資金につきましてはNTT-Bタイプ資金の貸付金  
で、2カ年据え置き・5年償還の条件での返還という国からの無利子資金の借入によって行い  
ました。

平成16年度から18年度で返還を予定しておりましたが、2月1日に成立いたしました平成16  
年度補正予算案で、平成17年度、18年度分の償還を一挙に平成16年度の補正予算で償還するこ  
とが決められました。これに伴いまして、肥飼料検査所の中期計画の中にございます借入金の  
返還につきまして、従来は平成17年度までの見込額を記載しておりましたものを、平成18年度  
分につきましても繰り上げて償還することに伴う予算及び資金計画の変更でございます。

松本分科会長 私がいただいている資料5には、その18ページが欠落してございますが  
はい、確認しました。

それでは、ただいまの肥飼料検査所の中期計画の変更について、ご意見、ご質問をちょうだ  
いしたいと思います。ございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がございませんようですので、肥飼料検査所の中期計画の変更  
に係る認可について、当分科会として、異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

それでは、当分科会としてこのように決定することといたします。

次の議題は、農薬検査所の中期計画の変更についてでございます。

説明していただく前に、農林水産大臣から中期計画の変更について評価委員会に諮問がされ  
ておりますので、朗読からお願いいたします。

経営政策課長 資料6の表紙の次に諮問文の写しをつけておりますので、朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聡殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人農薬検査所の中期目標を達成するための計画(中期計画)の変更の認可につい  
て。

標記について、独立行政法人農薬検査所理事長 森田健二から別添のとおり認可申請があり、  
申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法第30条第3項の規定に基づき、  
貴委員会の委員会を求める。

以上でございます。

松本分科会長 次に、変更の具体的内容につきまして農薬検査所からご説明をお願いいたし

ます。

農薬検査所理事長 農薬検査所理事長の森田でございます。

先ほどの肥飼料検査所と同様に、1枚目の私どもから大臣に上げました文書は省略させていただきます。3ページ、新旧対照表になってございます。

ご説明は、17ページをごらんいただきながらとさせていただきます。

先ほどの肥飼料検査所と同様に、平成13年度補正予算をいただきまして、小平にございます私どもの建物、本部棟を建て替えさせていただきました。このNTT-Bタイプ資金、無利子でございますけれども、これに平成17年度、18年度分の補助金を繰り上げて予算措置をすることによって今年の補正をいただいております。一括償還しようとするものでございます。

以下のご説明は肥飼料検査所と同じになりますが、もう一度3ページに戻っていただきます。

新旧対照表の収入の欄、上から2つ目が償還に要する経費でございますが、その下にございます無利子借入金が左右変更になってございます。右側の現行の欄に書いてございますのは、いわば平成13年度に補正を組んでいただいたときの当初見込額でございますが、実際に施行いたしましたところ、所要額がそれより少なくて済んだということで、今回、一括償還するに当たりまして、実際に要した経費、そしてまた実際に借入れした経費23億4,300万円ということで、ここも併せて訂正させていただきます。

以上の変更をお認めいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの農薬検査所の中期計画の変更について、ご意見、ご質問を求めます。ございませんか。

ご意見、ご質問がないようでしたら、農薬検査所の中期計画の変更に係る認可について、当分科会として、異存なしとの意見としてよろしゅうございませうか。

それでは、当分科会として、そのように決定することといたします。

次の議題でございます。

種苗管理センターの中期目標等の変更についてでございます。

中期目標については農林水産省から、中期計画業務方法書については種苗管理センターから説明していただきます。

説明していただく前に、農林水産大臣から中期目標の変更について評価委員会に諮問がされておりますので、朗読をお願いいたします。

経営政策課長 資料7の表紙の次の紙をごらんいただきたいと思います。

朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聰殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人種苗管理センターの達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について。

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

松本分科会長 続きまして、種苗管理センターの中期目標の変更の具体的内容につきまして、農林水産省から説明をお願いいたします。

種苗課長 生産局種苗課長の寺沢でございます。

お手元の資料2ページをお開き願いたいと思います。

独立行政法人種苗管理センター中期目標の新旧対照表でございますが、育成者権の侵害対策に係る業務を新たに追加しているものでございます。

この理由といたしましては、平成17年度の予算要求におきまして品種保護Gメンというものが認められたことによるものでございます。その背景でございますが、政府といたしまして、知的財産基本法というものが決まっております、それに基づいて知的財産の戦略を強化するということが政府挙げて進められておるところでございます。

特に特許、商標、著作権などの知的財産につきましては、模倣品・海賊版対策をはじめといたしまして、その侵害対策の強化に政府全体で取り組んでおるところでございます。

農業分野におきましても、こういった状況を受けまして、平成17年度より新たに品種保護Gメンというものを創設いたしまして、農業分野の知的財産権であります育成者権、これは種苗法に基づく知的財産権でございますけれども、この侵害に対して情報の収集、整理あるいは権利者に対する相談、助言等を行うことといたしました。従来、どちらかといいますと権利者任せといった性格がございましたけれども、国としても積極的に侵害対策に取り組んでいこうということでございます。

今回の目標の変更でございますけれども、この新旧対照表でございますように、従来、種苗管理センターが行っておりました品種類似性試験に加えまして、侵害に関する情報の収集、整理あるいは相談、助言、あるいは従来の品種類似性試験、こういったものを新たに設けます品種保護Gメンが行っていくということで、センターの附帯業務の第6号めとして、新たに育成者権の侵害対策ということで、幅広くこういった侵害対策に取り組んでいけるような体制をつくらうというものでございます。

これに基づきます中期計画等のご説明は、後ほど種苗管理センターの方から申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

松本分科会長 続きまして、中期計画と業務方法書について、種苗管理センターからご説明をお願いいたします。

種苗管理センター理事長 種苗管理センター理事長の桑名でございます。

資料10ページをごらんいただきたいと思います。

中期計画変更新旧対照表でございます。

今、種苗課長からご説明がありました点につきまして、種苗管理センターとしてこの業務を引き受け、遺漏なきをということで、少し具体的な記述をしております。

育成者権の侵害対策といたしまして、情報の収集、整理、提供を行う。また、侵害に対する相談及び助言を行う。そして、今まで実施しております類似性試験を引き続き行うということでもあります。

次に、25ページになると思いますが、業務方法書につきましても同様の変更を行っているところであります。

種苗管理センターといたしましては、大変重要な業務が付加されると認識しておりまして、体制を整備し、全力を挙げて対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

松本分科会長 ただいまの種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書について、ご意見、ご質問の時間に入りたいと思います。どうぞ。ございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がございませんようですので、今後の処理でございます。中期目標の変更に係る認可について、当分科会として、異存なしとの意見としてよろしゅうございますか。

また、中期計画及び業務方法書の認可についても、この方向で了承することとし、今後の細かい文言の調整につきましては私にご一任いただきたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

それでは、当分科会として、そのように決定することといたします。

次の議題でございます。

次の議題は、家畜改良センターの中期計画の変更についてでございます。

説明していただく前に、農林水産大臣から中期計画の変更について評価委員会に諮問されておりますので、朗読をお願いいたします。

経営政策課長 資料8、表紙の次のページを朗読いたします。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聰殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人家畜改良センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について。

独立行政法人家畜改良センター理事長 南波利昭から別添のとおり認可申請書の提出があったので、独立行政法人通則法第30条第3項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

松本分科会長 次に、変更の具体的内容につきまして、家畜改良センターからご説明をお願いいたします。

家畜改良センター理事 家畜改良センター理事、松尾でございます。

資料の3ページに新旧対照表がございますけれども、予算、資金計画の額の変更でございます。

背景、理由は肥飼料検査所、農薬検査所と同じでございます。平成13年度の補正予算で整備しました施設につきましては無利子資金の借入という形で処理をしております。当初、3カ年に分割して償還する計画でございましたけれども、平成16年度で一括償還することになりましたので、その額の変更ということでございます。

松本分科会長 ただいまの変更の具体的内容あるいはそのほかについて、ご質問あるいはご意見の時間に入りたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、家畜改良センターの中期計画の変更に係る認可について、当分科会としては、異存なしとの意見としてよろしいでしょうか。

それでは、当分科会として、このように決定することといたします。

次の議題は、農畜産業振興機構の中期計画の変更等についてでございます。

説明していただく前に、農林水産大臣から中期計画の変更について評価委員会に諮問されておりますので、朗読をお願いいたします。

経営政策課長 資料9の表紙の次の紙をごらんいただければと思います。朗読いたします。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聰殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について。

標記について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長 山本徹から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法第30条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

松本分科会長 それでは、農畜産業振興機構の中期計画の変更につきまして、具体的内容を農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構理事長の山本でございます。

今の資料の4ページのグラフをごらんいただきたいと思います。表題にございますように、砂糖の価格調整等に関する法律の運用に関するもので、砂糖勘定で経理をいたしております。

砂糖には「砂糖年度」というものがございます。国内産糖の生産が始まりますのが10月でございますので、10月から9月を砂糖年度といたしております。この間、収入と支出がございます。収入は、輸入糖の売買収入等でございます。この差益を調整金収入として徴収いたしておりますが、輸入糖等は毎月おおむね一定量が輸入されてまいりますので、収入も毎月おおむね一定額が収納されます。同じ高さの棒グラフになっております。

下が支出でございますが、北海道で生産されますてん菜、沖縄、鹿児島で生産されますさとうきびの生産者のための交付金を交付いたします。これは生産量に応じて交付されるものでございまして、毎月の動きをごらんいただきますと、てん菜は黒い方、さとうきびは白い方です。ただいま2月でございますが、相当高く伸びており、3月が棒グラフが一番下に伸びております。2月、3月あたりがてん菜、さとうきびの生産の最盛期でございます。

砂糖年度の前半で交付金のほとんどが支出されます。一方で、収入は1年を通して同じように入っておりますので、この収支のギャップを短期借入金で賄っております。しかし、最近、北海道のてん菜の新品種の導入、農家の営農意欲の高まりによりまして生産量が大幅に増加いたしております。一方、毎年の砂糖の需要規模はほぼ一定でございますので、これに見合って輸入糖等が減少し、調整金収入も減少することになります。現在、現行制度のもとで、国内産糖の生産を適正な水準にすることとし、単年度収支均衡に近づけることにより、段階的に借入金の減少に努めることといたしておりますが、中期計画 私どもは平成20年3月までを計画とさせていただいておりますが、この過程において900億円近くの短期借入金が見込まれます。したがって、右下の方にございます短期借入金の限度額を402億円から900億円に変更させていただきたく、お諮り申し上げます。

併せて、後ほどの議題でございます短期借入金の借換につきましてもここでご説明申し上げますが、平成16事業年度末、すなわち来月3月末でございますが、現在のところ649億円の短期借入金が必要になると見込まれます。3月になりましたら借換額が確定しますので、その際には、算定基礎とともに、改めて短期借入金の借換についてもお諮りいたしたいと考えております。

砂糖の調整金収支について、単年度で収支均衡する状態を早急に実現し、借入金を減少させることは、政策上大変重要でございます。そこで、4ページの下の方の文章でございますが、現在、農林水産省におきまして「砂糖及びでん粉に関する検討会」を開催し、収入である調整金のあり方も含め、糖価調整制度の改革について議論を進めているところでございまして、本年3月に検討結果を取りまとめ、平成19年度からの新制度の発足を目指し、来年2月、3月ごろになるかと思いますが、平成18年の通常国会へ関係法案を提出する予定となっております。

また、制度改正に至る前におきましても、収支均衡に向けた努力を行ってまいりたいと考えております。

松本分科会長 ただいまの農畜産業振興機構の中期計画、特に、ご説明ありましたように砂糖年度という独特の年度がございまして、これに伴う短期借入金の限度額を402億円から900億円にしたい、そういうご提案も含めてでございます。

ご意見あるいはご質問、よろしく申し上げます。ございませんか。

それでは、特段にご意見、ご質問がございませんようですので、農畜産業振興機構の中期計画の変更に係る認可につきましては、当分科会として、異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

それでは、当分科会として、このように決定することといたします。

次に、農畜産業振興機構の業務方法書の変更についてでございます。

説明していただく前に、農林水産大臣から業務方法書の変更について評価委員会に諮問されておりますので、まず、朗読からお願いいたします。

経営政策課長 今のと同じ資料でございますが、資料9の32ページに諮問文の写しをつけてございますので、これを朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本 聡殿。農林水産大臣、島村宜伸。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書の変更の認可について。

このことについて、独立行政法人農畜産業振興機構理事長 山本徹から、独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

松本分科会長 それでは、農畜産業振興機構の業務方法書の変更の具体的内容について、農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 同じ資料の34ページをごらんいただきたいと思います。

見出しにございますように、野菜生産出荷安定法の運用に基づくものでございまして、野菜

勘定で経理いたしております。

趣旨のところをごらんいただきますと、野菜につきましては、食の外部化　これはお惣菜とか中食、外食の発展でございますが、食の外部化の拡大に伴いまして今後の成長が期待されるものの、輸入品のウエートが増加いたしております加工・業務用の需要、これは野菜の需要全体の約5割になります。したがって、家庭に持ち帰って調理される野菜は約5割になりますが、この加工・業務用需要における国産野菜の安定供給を図るために、出荷者（経済連等）と実需者（外食業者、加工業者等）の契約取引を推進する契約野菜安定供給制度の運用を改善するものでございます。

内容は、2にございますように、3点ございます。

第1は、1のアンダーライン部をごらんいただきたいんですが、取引数量について幅で決めている場合も価格低落時の交付金を支給する。これは、これまでは、例えば「3カ月1トン」と決めているような場合に価格低落時の交付金を支給しておりましたが、これに幅を持たせて「0.8トンから1.2トン」というように決めている場合も交付金を支給するというものでございます。

2のアンダーライン部でございますが、交付金の対象となる産地廃棄数量、これは豊作のときでございますが、この産地廃棄は県経済連全体で計算しておりましたが、産地廃棄を実施した農協等の地域単位ごとに算定し、これによって機動的、弾力的に交付金を支給しようとするものでございます。

3番目が、産地廃棄のための交付金と価格高騰時に不足数量を確保するための交付金、産地廃棄というのは豊作のとき、それから価格高騰時の不足数量確保というのは、凶作のときに隣の農協から野菜を調達するような場合、そのかかり増しに必要な資金に対する交付金でございますが、豊作と凶作は同時に起こることはございませんので、このために積み立てる資金は1本の資金造成でよいこととする。

この3点を内容とした業務方法書の変更をお願いいたしたいと思います。

松本分科会長　ただいまの農畜産業振興機構の業務方法書の変更について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。ございませんか。

特段ご意見やご質問がございませんので、農畜産業振興機構の業務方法書の変更に係る認可について、当分科会として、異存なしとの意見としてよろしゅうございませうか。

それでは、当分科会として、このように決定することいたします。

次でございます。

農畜産業振興機構の短期借入金の借換について、農畜産業振興機構からご説明をお願いします。

農畜産業振興機構理事長 短期借入金につきまして、まず、砂糖勘定に関しましては先程ご説明させていただきました。

74ページをごらんいただきたいのですが、生糸勘定に属する生糸の輸入に係る調整等に関する法律の運用に関するものでございまして、生糸勘定で経理をいたしております。文章にございますように日中協定と繭糸価格安定法により平成3年度から7年度に買い入れた在庫生糸の売渡しに関するものでございます。

なお、この日中協定は、WTO協定の発効に伴い廃止されております。また、繭糸価格安定法も、法律が平成10年度に廃止されておりますので、これらによる買入れは今後は生じることにはございませんけれども、従来の在庫が平成12年度で2万155俵ございまして、平成13年度から今年度までの間に、生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づき、市況等を見ながら逐次売渡しを行ってまいりました。

生糸の在庫に要する経費につきましては、短期借入金で賄っておりますが、中期計画でお認めいただいた借入金の限度額は151億円でございます。平成15年度末の短期借入金の実行額が、左の一番下の括弧内にございますように139億8,400万円でございますが、今年度、償還を進めてまいりまして、右の棒グラフにございますように、平成16年度末の短期借入金の借換見込額が117億6,100万円ございまして、斜め上の方に線が引いてございますが、短期借入金の償還による減額が22億2,300万円でございます。

この借入金及び先ほどの砂糖の借入金も、実際に借換額が確定いたします3月に算定資料等を付して改めてお諮り申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

松本分科会長 砂糖並びに生糸に関する短期借入金の借換のご説明でございました。

ご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。ございませんか。

この案件につきましては、現在、借入の必要額が確定しておりません。このため、今後、借入が必要な額が確定いたしましたら、その段階で郵送による諮問・答申の手続きをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。特にご意見ございませんか。

それでは、農畜産業振興機構の短期借入金の借換については、そのように進めさせていただきます。

次の議題です。

農林漁業信用基金の業務方法書の変更についてでございます。

それでは、業務方法書の変更について、農林漁業信用基金からご説明をお願いします。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の馬場でございます。

初めにお断りしなければならないんですけれども、事前にお送りしました資料の中に、業務方法書の改正内容として2点掲げておりましたが、そのうち「信用基金の保険契約の相手方に譲受者を追加する」という部分につきましては、関係する主務省令の内容等がまだ具体的にありませんので、今回は見送ることといたし、本日の資料から削除してございますので、ご了解いただきたいと思います。

本日ご説明します業務方法書の変更であります。資料ナンバー10「農林漁業信用基金の業務方法書の変更等について」の1ページ以降に書いてございますが、私どもの、農業信用基金協会を相手とします保証保険等の業務の中で、保険料率等を改定したいというものでございます。

農業信用保証保険の保険料率につきましては、資料3ページの参考1に書いてございますように、中期計画におきまして、保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した水準に設定すると定めております。また、そのために、保険料率の水準の妥当性等を検討するための保険料率算定委員会というのを平成15年度に設置しております。そこで、この委員会におきまして、平成15年度後半から平成16年度にかけて保険料率の検証等について検討してきております。

一方、農業信用保証保険業務の保険収支は、平成9年度まではおおむね順調に推移してきましたが、平成10年度からは一般経済や農業経営環境の悪化等を背景に、6カ年間連続して支払超過になっております。このまま大幅な支払超過の状況が継続いたしますと、保証保険制度の財務基盤の毀損が生じ、安定的な運営に支障を来すおそれがあるわけでございます。

また、国におかれましては平成17年度の政府予算案におきまして、農業信用保険基盤の強化・充実を図るための農業信用保険事業交付金を予算計上していただいております。

このような点を総合的に勘案いたしまして、このたび保険料率の改定を行いたいと考えている次第でございます。

その内容としましては、1つは、国の制度資金、特定資金とっておりますけれども、その特定資金が保険収支の赤字の主たるものだというふうに考えておりますので、この特定資金にかかわる保険料率を引き上げたいと考えております。特定資金には、大きく分けるとリスクの異なる2つのグループがございまして、債務整理的な資金などのリスクの高いものと、相対的



農林漁業信用基金理事長 それでは、短期借入金の借換について、ご説明いたします。

同じく資料10の6ページをご覧くださいと思います。

この短期借入金は、漁業災害補償制度の運用に関するものであります。漁業災害補償制度は、中小漁業者が災害によって受けることがある損失を保険の仕組みにより相互に補填することにより、その漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としておりまして、8ページの図にありますように、漁業者から漁業共済組合、そして全国漁業共済組合連合会と、共済、再共済という形でお金が流れるわけでございます。

漁業は自然の影響を受けやすい産業であって、共済事故の発生状況が非常に変動する。そのために、必要な共済金の資金も大きく変動することはご案内のとおりでございますが、これを全国漁業共済組合連合会、いわゆる漁済連におきまして各共済組合に再共済金を支払っているわけですが、これに不足が生じます場合に、私どもとして、手持ちの資金と金融機関からの短期借入金を原資として全国漁済連に融資しております。このための資金は、いずれは政府からの保険金の支払い、あるいは再共済掛金の収入等で埋まるわけでございますが、短期的に必要なだということで、私どもの方で用立てているわけです。

この共済事故が多発して政府からの保険金等が間に合わない場合、私どもが借り入れをしたお金を融通しているわけでございますが、これが年度内に回収できないということになりますと、これを年度を越して借り換えなければならないということでございます。

今回、考えておりますのは、6ページにも書いてございますが、平成16年度におきましては観測史上最大の10個の台風が上陸し、その被害が各地の漁業関係で発生しておりまして、恐らく共済金の支払いが過去最大級になるだろうと思われるわけでございます。そのため、平成16年11月以降に再共済金等の支払申請額が急増しておりまして、私どもの方からもいろいろと融資をしておるんですが、恐らく平成16年度末では66億円程度の資金不足、借換が必要になるだろうと思っております。

この場合、独立行政法人通則法第45条第2項のただし書きに基づきまして、借換をするための認可を主務大臣に申請する必要があります。また、その際には主務大臣から評価委員会の皆様のご意見を聞くことになっております。

しかし、現時点では、まだ漁済連の年度末までの再共済金の支払額、あるいは再共済掛金の収入額等々、確定しない要素がございますために、私どもとしても借換額が確定しておりません。したがって、本日は漁業災害補償関係業務に要する短期借入金の借換が平成16年度末に発生することがほぼ確実であるということのご説明をさせていただきまして、借換額が確定

した段階で正式に認可申請をいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ただいまご説明がありましたように、台風等によって相当厳しい打撃を被った。そのために多額の借換金の発生が予想されるということで、額については未だ決定していないので、額が決定次第またこの評価委員会にお諮りをしたいという説明でございました。

それでは、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

なお、この案件に関しましても、ただいま申しましたように、現在、借入の必要額が確定しておりませんので、今後、借入が必要な額が確定いたしましたら、その段階で郵送により諮問・答申の手続を進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、農林漁業信用基金の短期借入金の借換については、そのように進めさせていただきます。

次の議題は、水資源機構の中期計画等の変更についてでございます。

それでは、中期計画等の変更の内容について、水資源機構からご説明をお願いいたします。

水資源機構理事 水資源機構理事の梅津でございます。

お手元の資料11をごらんいただきたいと思います。

1ページ、今回の中期計画等の変更要因として、平成17年度から特定事業先行調整費制度を導入するため、業務方法書を変更して制度の概要を規定し、これに基づき機構が制度要綱をつくる、併せて中期計画を変更するというところでございます。

この特定事業先行調整費制度につきましてご説明させていただきますけれども、2ページから4ページまで資料でございますが、最後のページ、横長の図に基づいてご説明させていただきますと思います。

ご承知のように、水資源機構はダムあるいは調整池等を建設しておりますけれども、上のグラフにありますように、ダムを一定の効率的、経済的な計画でつくりますと、本体工事による事業費の山が発生いたします。すなわち、ダム建設と申しますのは、調査あるいはアセスメントから始まって公共補償、移転補償、あるいは国道等のつけかえ工事、工事中道路等々をずっと行った上で、事業のかなり後期になって初めて、いわゆるダム本体、ロックの盛り立てなりコンクリートの打設が行われます。したがって、必ずこうした事業費の山が生ずるわけでございます。

一方、左下の図にありますように、予算は対前年同とか、あるいはマイナス数%とか、割と制約がございまして、財政支出は平準化の要請がございまして。そこで、こうした事業費の山を崩して後送りすることになりますと、ここに黄色い棒グラフがございまして、1つは効

果そのものの発現が遅れることに加えまして、現実のコスト増が生じます。例えば現場で重機あるいは仮設工等を借りるわけでございますけれども、そうしたものの損料とか、あるいは建中利息とか、さまざまなコスト増が生じます。この事業の適用を想定しております徳山ダムに当てはめると、年間約50億の事業費の増が試算されております。

そうした後送りによる工事の遅延あるいはコスト増を回避するために導入しようとするものが、今回の特定事業先行調整費でございます。

下の右側のグラフにありますように、後送りする分に機構の自己資金を投入して、後年度これを交付金あるいは補助金等で回収しようとするものでございます。このダム本体の建設の事業費の山に対応して、機構が金利変動準備金あるいは退職給与積立引当金として積み立てている積立金のうち、現金化できるものの一部をこの先行調整費に充てて事業費の山に投入し、完成後、後年度に交付金あるいは補助金として回収するものでございます。一応3年以内の据置期間、それを含めて10年以内で回収する、利息は付さないということを想定しております。

これによって工期を遵守するとともに、事業費の増大を回避しようとするものでございます。

これが特定事業先行調整費でございます。平成17年度、揖斐川水系で建設しております徳山ダムに適用することを予定しております。

1ページに戻っていただきたいと思っております。

この制度につきましては、中期計画に具体的な対象事業を記載し、業務方法書等でその内容等を定めたいと思っておりますけれども、その内容は現時点で検討、調整中でございます。ご承知のように、水資源機構は農水大臣のほか厚労大臣、経産大臣及び国交大臣の4省庁の共管でございます。各省の評価委員会の意見を聴取した上で中期計画及び業務方法書の認可をいただくことにしております。このため、3月中旬に4省の評価委員が一堂に会する合同会議を予定しております。この評価委員会からは、水資源機構プロジェクトチームのメンバーにご参加いただくことを予定しております。

2ページ以降の「先行調整費制度の導入について」という資料につきましては、今、最後の図で説明したものと重複しますので、説明は割愛させていただきます。

松本分科会長 ただいまの説明にございましたように、ダム等の工事で事業費の山というのができるようでございますが、この山を特定事業先行調整費、機構の自己資金で先行的に調整することによって後送りにしたい、こういう案でございます。

これについて、ご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。

具体的な内容は、まだこれからでございますよね。

水資源機構理事 はい。今、文言を詰めておりますけれども、徳山ダムに平成17年度適用するということで、今、その詳細を詰めております。

松本分科会長 ご意見、ご質問ございませんか。

特段ないようでございます。

この案件につきましても、具体的な記載内容について現在、関係省庁で検討・調整中ということでございます。そのため、具体的記載内容が確定いたしましたら、郵送により諮問・答申の進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。問題ございませんか。

それでは、水資源機構の中期計画等の変更については、そのように進めさせていただきます。次の議題は、評価基準についてでございます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 官房文書課法人班の園田でございます。私の方から説明させていただきたいと思っております。

資料ナンバー12「評価基準の見直しについて(案)」でございます。

これにつきましては、昨年8月の評価委員会におきまして、事務局として提案させていただいた案件でございます。その際も説明させていただきましたように、現在は3段階評価を基本としているところでございますが、現状の3段階評価では、達成目標以上の改善努力に対する評価が結果として見えない。また、法人のさらなる努力を引き出すインセンティブを与えるという観点からは、やはり3段階評価ではなくて、A評価の上を設けるべきではないかという提案でございます。

その際にもいろいろご意見がございました。内容について、評価基準の見直しについては、たしかご賛同いただいたかと思うんですが、そのやり方、その見直しの主体については、分科会できちんと整理して策定すべきではないかというお話もございました。そういったことを受けて、事務局として委員長と相談して、その方向で、各分科会ごとに見直しの内容について決めていくことにさせていただこうと考えたものでございます。

基本的な考え方でございます。

資料にありますように、考え方としては、中期目標期間を通しての経年比較を行い、そういったものを考慮する。また、仮に平成16年度から評価基準の見直しを行う際は、中期目標期間の中途段階であるということからすると、抜本的に見直すというよりは、極力これまでの評価に手を加えず、A評価の上位評価としてS評価を置く。また、S評価とのバランスの関係で、

C評価の下位評価としてD評価を置いた5段階評価としてみてはどうかという案でございます。

具体的には、現行の評価の仕方としては、ご存じのとおり、小項目、中項目、大項目、総合評価と積み上げ方式のような形になっております。現状は、まず小項目の中で各項目を3段階にて基本的に評価していく。さらに、中項目において各小項目を点数化しまして、一定の算式によって3段階評価をさらに行う。そして大項目でさらに積み上げ、点数化して3段階評価。そして最終的な総合評価ということでやっていただいているところですが、その小項目については、これまでどおり各項目を3段階にて評価していただく。その次、ある程度一定の、幾つかの項目のまとめになります中項目のところ、下線部のただし書きですけれども、A評価の項目については、各小項目の達成率やその他の要因　その他の要因というのはいろいろあるかと思うんですが、全体に及ぼす影響を極めて大きく有しているようなもの、そういったことを勘案して、必要に応じてS評価とすることができるようにしてはどうかということがございます。

また、C評価とした場合には、同じように要因を分析していただいて、必要に応じてD評価とすることができるようにしてはどうかという案でございます。

大項目のところも、基本的には同じ考え方でございます。これまでの積み上げの後に、A評価の上にS、C評価の下にDを置いてはどうか。

総合評価も同じように、そのような形でやってみてはどうかという案でございます。

表記方法としては、2ページ目に参考としてあるとおり、Sは特に優れた成果が得られた、A、計画どおり達成した、B、おおむね計画どおり達成した、C、計画どおり達成できなかった、D、業務改善等の必要がある、こういった観点から評価いただくような形ではどうかということがございます。

ただ、これは総務省評価委員会の方から「一定の判断をした根拠をきちんと述べなさい」と言われている関係で、S評価、D評価の判断をした場合には、評価シートにその判断した理由を明記することにしてはどうかという案でございます。

松本分科会長　ただいまの評価基準の見直し案について、ご意見をちょうだいしたいと思います。

手島委員　この見直しには基本的に賛成です。この方向に行くことは非常にいいと思うんですが、今のご説明の中にありました小項目だけは3段階を残していくというのは、私はよくないと思います。欄外の　には、既にそういう基準を設けているところはやってもいいと書いてあるんですけども、小項目が一番具体的なわけですよ、成果としては。ですから、その具

体的なところでSとかDとかいうのが出てこなければ、その上である中項目や大項目でSとかDは出ようがないですね、実際には。

ですからこれは、何か非常に前の評価基準にこだわっていて、まことに踏ん切りが悪い制度改正ではないかと思imasるので、そういうのは一切やめて、皆さんのやる気を引き出したり、ひどくたるんでいるところはしっかりとバツテンをつけて改めてもらうということをはっきりさせる意味で、小項目もやはり5段階にすべきだと思います。

文書課課長補佐 小項目のところだけ3段階にしたというのは、結局、A評価を超える評価やC評価を下回る評価というのは、さまざまな部分を勘案しないと、言ってみればこれは裁量の範囲というか、こういったケースの場合にS評価を置くとか、こういった場合はD評価を置くという置き方が、実際に評価するに当たって置きづらいのではないか、検討しづらいのではないかなというふうにも考えまして、こういう案を示させていただいたところなんですが、ここについては委員皆様でご議論していただくところかなと思います。

当方の考え方としては、そういう考え方でございます。

手島委員 確かに、SとかDをつけ難い項目というのも、むしろ多いかもしれませんよね。ただ、はっきりつけられる項目もあることは確かですので、つけないことを原則にするのではなくて、むしろ5段階にすることを原則にしておいて、それが向かない項目については3段階で書くということにしておいた方が、皆さんのやる気も出るのではないのでしょうか。

文書課課長補佐 では、そのような方向でやらせていただきたいと思います。

武田専門委員 基本的に賛成なんですが、一番最初のころ、各独立行政法人のプロジェクトチームごとに評価基準が割とまちまちだったのを、分科会で、事務局で提案されてまとめるようになって、非常にまとまってきたんですね。さらに今度は、農業分科会ではなくて他の分科会との話し合いもあって、全体としても同じようになっているんですか。

文書課課長補佐 前回、8月の評価委員会で、この評価基準に関しては一義的には分科会マターになるのではないかというご意見もございまして、その部分を踏まえまして、今回、評価基準を見直すかどうかも含めて、分科会で判断するようにさせていただこうという考えでございます。

井上委員 前回の委員会でも随分議論になったと思うんですけども、そうすると、役員の業績勘案率というのも、これが成立した段階でもう一度計算式をつくり直していただくことになるわけですね。

文書課課長補佐 今日この場で評価基準の見直しが了承されて、この方向でいくことであれ

ば、業績勘案率につきましては評価委員会の方で決定していくこととなりますので、そちらの方でまた検討していただく運びになります。

松本分科会長 そのほか、どうぞ、ございませんか。

それでは、今後の対応でございますが、ただいまちょうだいした貴重なご意見を踏まえて、今後、各プロジェクトチームで評価基準をご検討いただき、その結果を次回の農業分科会でご報告いただきますようお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、当分科会として、そのように処理をさせていただきます。

次は、報告事項でございます。

報告事項 1、見直し前倒し検討10法人の中期目標期間終了時の見直しについてでございます。文書課長から全体の説明並びに非特定化についての説明、一緒をお願いしたいと思います。

文書課長 資料13の1ページをごらんいただきたいと思います。

中期目標期間終了時の見直しにつきまして、昨年12月24日の行政改革推進本部の議を経て定めました概要でございます。

この間の経緯でございますけれども、昨年8月末の評価委員会のご意見を踏まえて農林水産省としての見直し素案を作成いたしまして、それを総務省に提示をいたしました。その後、9月末に、17法人のうち前倒しで検討を行う10法人が決定されたところでございます。この10法人につきまして総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、また有識者会議等からのヒアリングが行われまして、これらの場、あるいは総務省の側から、組織の統廃合を、また非公務員化することが必要ではないかという指摘を受けたところでございます。

これらの指摘を踏まえまして、この1ページにありますような法人の統廃合、それから非公務員化を行うということで見直し案を作成したところでございます。

このうち職員の身分につきましては、各法人の業務を公務員でない者が行ったときに想定される具体的な問題点について検討を行ってまいりました。最終的には、独立行政法人通則法を所管する総務省から「研究開発法人や教育関係法人については、非公務員化しても運用の中で問題の解決が可能である」という見解が示されました。これを受けまして農林水産省といたしましても、これらの法人について非特定化することを決定した次第でございます。

それから、農業者大学校の関係につきましては、経営局の方から引き続きご説明をいたします。

松本分科会長 続きまして、農業者大学校の見直しについて女性・就農課長からご説明をお願いします。

女性・就農課長 農業者大学校につきましては、資料13の2ページ、3ページでございますとおりの見直し内容として決定させていただいたわけですが、これに至るまでの経過について、改めてご説明させていただきます。

8月末に、この場におきまして見直し素案を取りまとめていただきました。それをもとに、9月8日でしたが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に見直し素案を提示いたしました。そうしましたところ、問題点といたしまして、恒常的な定員割れを起こしていること、それによって1人当たりのコストが大変割高になっているということで、抜本的な見直しが必要ではないかといった指摘を受けたところでございます。

その後、9月22日の独立行政法人に関する有識者会議におきましても、農業者大学校は大きく定員を割り込んでいるなど問題が多く、地方への移管や他機関との統合を行うべきであるといった指摘がなされたところでございます。

私どもといたしましては、ここの場でこれまでご議論いただきましたことをもとに、これまで三十数年にわたって農業者大学校がやってまいりました地域リーダーの育成といった実績、それから今後、農業・農政改革を進めるに当たりましての担い手育成の重要性につきましては、その場におきましても、また、総務省の当局とのやり取りの中でも主張してきたわけですが、やはりなかなか十分な理解が得られず、担い手育成の機能そのものの必要性、それから実績につきましては一定の評価をいただいたと思っておりますけれども、さきに申しましたような定員割れですとかコスト高になっているといった問題にまず答えを出すような見直し内容としないことには、そもそも私どもが一番眼目だと考えております担い手育成機能そのものを否定されかねないような状況に立ち至ったというのが実情でございました。

そうした中で、担い手育成機能を今後とも国として維持していきたい、それを一番の眼目といたしまして検討した結果が、12月24日に決定されました見直し内容でございます。

このような組織の再編を行うことによりまして、地域で指導的な役割を担う人材の育成といったこれまでの機能を今後とも生かしつつ、加えて農研機構において研究・開発されております最先端の農業技術、経営管理手法といった今日的なニーズに応えることによって、さらに魅力的な教育機能を果たすことができるのではないかと、そうした方向で見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

松本分科会長 ただいまの見直し前倒し検討10法人の中期目標期間終了時の見直しについて、ご質問をちょうだいしたいと思います。

佛田専門委員 今ほど農業者大学校の件につきましてご説明をいただいたわけですが、有識

者会議と言われるところでは、これは議事録ですけれども、「農業者大学校は自ら廃止を言い出してきており、行政改革が必要との社会的要請を見据えて検討してほしい」という文言がございます。先ほど「農業者大学校を存続していくことについて努力をした」というご説明がありました。このことはその点と矛盾するのではないかと思いますので、ご説明していただきたいと思います。

女性・就農課長 今、佛田専門委員のおっしゃいましたのは、10月12日の有識者会議におきます私どものご説明についてであろうかと思えます。

先ほど私は、その前にございました有識者会議の際のご指摘をご紹介させていただいたわけですが、今、ご紹介があったような私どもとしての方針を10月12日に示す前に、先ほどご説明させていただきましたようなさまざまなお指摘なりやり取りがあり、その結果としてそうした判断をし、10月12日の有識者会議にご説明をしたといった経緯でございます。

佛田専門委員 今ほどのご説明、それから先ほどのご説明の中に、コストの削減と、定員割れを何とかしろというような総務省からの指摘があったということ、それから、担い手の育成は評価をしているということ。それから、この評価委員会においても農業者大学校の教育は重要であるという評価がなされているわけですけれども、この見直し案にあっては「先端的農業技術及び先進的経営管理手法の教授を中心とする」云々、そして研究開発業務と一体的に実施するというふうになっておりますが、そもそも教育機関である農業者大学校と研究機関である農業・生物系特定産業技術研究機構との総合そのものが、業務の目的が異なるという点で統合が矛盾することになりはしないのか、そこら辺をご説明していただきたいと思えます。

女性・就農課長 ただいまのご懸念でございますけれども、私どもとしましては、本来、教育機関として教育機能を担ってきたものを見直しつつ移管するというところでございますので、従来からの農研機構の目的なり機能とは別のものが移管されると理解しております。

法人の中に入るわけでございますけれども、その中で今までと同様に教育機能をきちんと担えるようにしていくことは、これからの組織あるいは運営の体制の中で担保できるように検討してまいりたいと思っております。

松本分科会長 農研機構の中に入っても、従来のもとの非常に重要な部分はそのまま独立として受け継ぎたいというご意見でございます。

佛田専門委員 農業者大学校のプロジェクトチームとしましては、4年間の時間の中で評価を行ってまいりましたが、これは私も申し上げた記憶がございますが、そもそも教育の中身についての評価はできなかった。つまり、総務省にあっても、国の独立行政法人である国立の大

学がございますけれども、私の聞くとところによりますと、教育の中身ですね、内容。つまり、農業者大学校も例外ではなく、教授の中身について評価、そして35年余りのその教育について総括することはできなかったと思います。それは評価内容をざらんにいただければわかると思いますが、学生に行った教育の時間であるとか、もしくは学生の募集に対してどれだけ人数が集まったか、そういうものをとりあえずの評価基準として評価せざるを得なかったということでございます。

そういう点から言いますと、この研究機構に移管する教育の内容は現在にあっても定かではないということに私はなると思います。

そういう点で申し上げますが、研究機構という研究機関に農者大の、プロジェクトチームですら教育の評価が十分でき得なかったものを移管できるのかどうか、その辺について十分なお説明を願いたいと思います。

田嶋専門委員 同じ質問なのでつけ加えさせていただきますが、この見直しの文章を見ますと、「先端的農業技術及び先進的経営管理手法の教授」という言葉が実に4回も出てきます。あらゆる機会を使ってこの言葉が出てくるわけですね。このことと、これまで農業者大学校がやってきた、若い人たちを育成する、一生の仕事として農業を選ぶ、そういう教育をする、それから地域に帰って地域の担い手になる、そういう力を農業者大学校の中でつけていく、これと一体つながるのか、つながらないのか、どうお考えなのか、そのところを併せてお伺いしたい。

女性・就農課長 教育内容なり教育の成果、効果をどのような形で評価するのか、非常に難しい課題だと思っておりますが、私どもとしては、これから新しい制度をつくり上げていく中で、今までの教育をもう一度きちんと見直し、評価をし、必要な精査をした上で必要なものは引き続きやれるように引き継いでいく。

一方で、これまでやってこなかったけれども、農業において必要とされているさまざまな新しいニーズというのは別途あるかと思っておりますので、それについても併せて研究する。その一つの例が先端的な技術であり、経営管理手法ということになるかと思っておりますが、これからの農業の指導的な役割を果たしていく人たちに、それらをどのようにバランスよく学んでいただくのが適当なのかということ、いろいろな方のご意見を聞きながら十分詰めていきたいと考えているところでございます。

松本分科会長 今回の課長のご発言だと、要するに、研究機構の中でも農者大の伝統的な、あるいはこれからやるべきところが十分検討される環境は残されている、そういうふうと考えて

よろしいんですね。

女性・就農課長 はい。

田嶋専門委員 私は、そのことが可能かどうかをさっきお伺いしたわけです。

一つの例として「先端的農業技術及び先端的経営管理手法」の教授が挙げられているんだとおっしゃいましたが、これ、一つの例ではないですよ。全面的にそうなっているわけですね。そして、今までの教育機能を保持するとおっしゃいましたが、私がさっき言った教育機能の保持、この中のどこに書いてありますか。それがちっとも書いていなくて、それを保持していくことは可能なんですか。

女性・就農課長 ここに書いてありますことが前提となりますので、これを踏まえて今後、検討していくことが大前提でございますが、その中で、先端的な技術等の教授を中心とする農業の担い手育成を目的とする事業に改定した上で移管するということを言っておりますので、その改定した担い手育成を目的とする事業の中身そのものについては、さらに先ほど申しましたような観点で検討できると思っておりますし、その中で、ご懸念でございますこれまでやってきた教育の評価すべき部分については、十分生かしていけるようにしてまいりたいということでございます。

田嶋専門委員 お言葉ですが、私は、農業者大学校に集まってきた青年たちと、この新しくできる研修機関に集まってくる青年たちは、全く違う階層だと思いますね。それで、片方は必要で、片方は必要ないと言っていいのか。それはこれも必要ですよ。必要だと思います。しかし、だからといって、もう片方のものもここで一緒にできるからといって潰してしまっているのか。これは全く別の青年が集まってくる教育機関です。そのことについてお考え願いたい。いや、どう考えたかをお答え願いたい。

女性・就農課長 私どもといたしましては、今後とも、農業地域において指導的な役割を担える、そうした人材の育成のために必要な事業をここに移管しようと考えておりますので、それに必要な内容としていきたい。先ほどから申し上げているような観点で、そういうふうと考えていきたいということでございます。

田嶋専門委員 そうすると、今までの教育機能を保持するというのは取り消すわけですね。

女性・就農課長 いえ、取り消しておりません。先ほど来申し上げて.....

田嶋専門委員 一緒にできると。

女性・就農課長 ええ。一緒にやってまいりたい。

田嶋専門委員 私は、全然違う青年たちが集まってくるだろうと言っているわけですがけれど

も、同じ青年たちを集められると。

女性・就農課長 同じといたしますのは、地域において指導的な役割を担うべき人たち、そういう予備軍の人たちを集めて教育してまいりたいということでございます。

土居専門委員 昨年、佛田専門委員からご意見を伺いたいという資料をいただきまして、あららと思いました。私も返事を書き始めたんですが、何か書けなくてそのまま、そして今回また改めてこの資料をいただいたわけなんですね。

今、やり取りを伺っていて、事務サイドとチームの先生方と「こういう事情で、こういうふうに変更していかなければならないから」という連絡は今までとられずに、いきなり決まったという形で来てしまっているわけですか。もし私が同じチームの中にいたら、当然憤懣やる方ないですよ。検討してきているのに 「財政上こうせざるを得ないから、こういうふうに変更していきたいから意見を求める」というならわかると思うんです。

実際この大臣官房企画評価課からいただいた農林水産省一口メモというのを見ましても、担い手の減少、高齢化あるいは多様な担い手の育成確保とかいう項目を見ていると、経営とかいろいろな面で、施設・設備、人件費、いろいろな面から採算がとれなければ変更せざるを得ないと思うんですね。私ども私学でも、結局、定員に満たなければ専攻なり科なりを変更していかざるを得ない。どんなに歴史があつてどうか言っても、そのまま、定員割れのままでは成り立っていかない。そういう意味では私は、やむを得ないのかなということでちょっと返事が出せなくて今日に来たんですが、今のを伺っていると、先生方に全然そういった連絡がとられていなくて、こういうことになった……

松本分科会長 そうでもないのではないですか。

土居専門委員 そうでもないんですか。

田嶋専門委員 いえ、申し上げますと、新聞社に対する報道があつたのが10月12日ですね。14日ですか。私どもは全くそのことについて知りませんでした。私は、友人から「あなたの関係している農業者大学校、大変なことになったね」と。全然関係ない友人から聞きました。そして、私のところに関係している人たち、農水省側の事務局の方が説明に来てくれたのは、たしか11月に入ってからのものであります。ですから、私たちは全く蚊帳の外であります。それは佛田専門委員にしても同じ状況、小林委員にしても全く同じ状況であります。

女性・就農課長 先ほど会議の開催の状況と、そこでの私どもの説明ぶりについてご説明いたしましたが、そのとおり、非常に短期間のうちにタイトなスケジュールの中で判断、方針を出さざるを得ないような状況だったということでございます。

おっしゃるとおり、前もって十分なお説明、ご意見を伺う機会がなかったことについては、担当課といたしましては、反省すべき点が大変多くあったと思っております。

佛田専門委員 話をもとに戻したいんですが、農業者大学校にあっては卒業時、およそ9割の学生が就農する。道府県農業大学校にあっては、いいところでも3割ぐらいの学生が就農するにすぎない。道府県農業大学校にあっては、普及員の資格制度の問題で多くの道府県が4大を目指しているといったことも聞いております。実際に、私は石川県でございますが、そもそも自営者育成ということで農業短大ができましたが、今年の春から4年制大学に移管されるといった中で、この資料には十分書いてございませんが、この一たん廃止をし、統合されるこの機能については、各県の農業大学校の大学院的役割を多く担いたいというようなことを聞いておりますけれども、これについては、今、申し上げましたとおり道府県にあってはどのように4大を目指す中で、果たしてそういう学生の募集が担保できるのかどうかという問題、それから、ここに幾つもの先ほど田嶋専門委員のご指摘にもありましたけれども、では、その移管先の研究機構にあっては農業者教育を専門とする人員もしくは研究者がいるのかどうか、それについても私はお尋ねしたいと思っております。

農業がこのように、農村にあっては非常に厳しい状況を年々深めている中で、担い手の育成は緊急を要している状況でございます。こと農業者大学校にあっては、単なる担い手ではなく、担い手をリードする人材を育成してきたということが、ここで言うコストの問題、定員割れの問題、このコストにあっては果樹研修所を削減しますと国立の大学並みのコストになるわけで、そういうことを目標にし、農業者大学校見直し検討会が開催されてきた経緯もでございます。定員割れにあっては教育内容が悪いのではないかと、定員割れの理由が教育内容とされてしまうような議論がずっとされております。総務省の有識者会議の議事録などを見ていただくとわかりますけれども、実際に農業者大学校の教育の内容については、何一つ問題があったわけではない。それにもかかわらず、なぜ廃止なのか。廃止の法人は消防研究所と農業者大学校でございますけれども、消防研究所にあっては廃止をし、総務省にまた戻るといったようなことになっておまして、事実上、廃止される法人は農業者大学校ただ1つ。それも教育機関である農業者大学校が廃止される。

この決定を、今ほどのお話にあったようにPTがやってきた評価を飛び越えて と言っは大げさかもしれませんが、まさしくそのような事態の中で決定されてきたことについて、評価委員会農業分科会の委員の先生方はどのようにお考えであるか。また、これを慎重に取り扱うことは、皆様が担当されている法人の評価そのものにかかわる問題ではないかと私は考えて

おります。

ですから、今日お手元にお配りしましたけれども、この3つの理由、そして一番最後に書いてありますが、本件は評価委員会制度の根幹に触れることであるということでございますので、何とぞ厳正な対処を行っていただきたい。

お話をすれば実際には沢山のことがありますけれども、これ以上申し上げても答弁のやり取りに終始しますので、この辺でやめておきますけれども、まさしく独立行政法人とは何か、そして評価委員会とは何か、そして農業者の育成とは何たるものであるかということを皆様に、田嶋専門委員とともに問いかけさせていただきたいと思います。

P Tとしましては、農業者大学校の廃止方針の撤回を求めているわけでございまして、この決議が行われない場合は、田嶋専門委員と私は専門委員の職を辞するつもりでございます。

松本分科会長 この評価委員会には、農業者大学校の存続云々を決定するあれは全くないわけございまして、あくまでも仕事の内容を評価するところに我々の最も重要な責務があるのではないかと思います。

少し時間も超過しておりますが、先ほどの意見のやり取りのほかに、私は、ほかの委員からこの点について1つだけ意見をちょうだいしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

忠臨時委員 農村における、あるいは農業における担い手の育成は緊急で、かつ重大なことであることは皆様ご承知のとおりだと思いますが、特に今回、国の教育機関である農業者大学校が廃止されるということは、国の担い手育成の基本的な考え方が揺らいでいることを暗に示してしまったのではないかと思います。確かに農村にはそれなりの人がいますけれども、今そこにいる人を農業生産に向けるだけでは、やはり将来に向けての安定した農産物の生産にはつなげないと私は思います。ですから、やはり若い世代の青年たちに、農業経営にどう取り組んでいくのかをしっかりと伝え、教育する、そういった環境が必要なのではないかと思っています。

残念ながら、今回これは廃止されて別なところへということになりますけれども、先ほど両専門委員からもそういった意味では十分なお願いといたしますか、お話があったわけでありまして、そこは十分過ぎるほど酌んでいただいて、これから将来を担える担い手の育成にぜひともご尽力いただきたい。重ねてお願い申し上げたいと思います。

武田専門委員 今後の問題がありますので、もう一点だけお願いしたいと思います。

この農林大臣からの諮問に対して、本委員会の委員長名で「異存ありません」という返答を出しているんですね。ただし、附帯意見として、どうも説明が不十分ではないかと。

松本分科会長 そのとおりです。

武田専門委員 私は、これが来たときわかりにくい点があったのは、先ほどおっしゃったように、評価委員会というのは評価することが主務であって、存続させるかどうかは問題外ですね。そういう説明がありました。ですけれども、評価した結果がどのように、最終的な決定として、事業の見直しという形で出てくるのかという道筋が、説明なかったんですよ。

松本分科会長 プロセスですね。

武田専門委員 だから、有識者会議云々とか総務省の云々とか、そういうところがどういふふうにかかわってきて、そして我々の評価したことがどう生かされたり、無視という言葉もありましたけれども、そういうことになるのか、その辺が問題だということが1つ。

もう一つは、この委員会自体、いずれそういうことがわかってくるのかなと思って今まで来ているんですが、委員という立場の人と専門委員という立場の人と、臨時委員というのは多分、欠員ができたからだと思いますけれども、その役割とか、そういう部分がどうもわからないということなんですね。

今まで私たちは、具体的にいろいろ評価の業務が出てきましたので一つ一つこなしてきましたけれども、そういう全般的なラインがわからないんですね。

文書課長 昨年8月の評価委員会で、全体のスケジュールとしてこういうことを申し上げたと思います。農林水産省としての見直し素案を8月までに作成する必要がある、これについては評価委員会の意見をお伺いした上で決める、その後、9月以後は総務省の評価委員会でも議論をいただく。それから、政府の行政改革本部の中に「有識者会議」というものが設置されておりまして、こちらの意見も聞くことになっていきます。我々の方からしますと、いろいろなところの意見を聞きながら見直し案をつくっていくわけですが、ちょうど予算の概算要求と同じでありまして、8月までは農林水産省サイドでいろいろ議論をして、原案をつくりまして、年末までに、今度は各省庁横断的な独立行政法人を見ている評価委員会の意見も聞きながら、案をまとめてきたということでございます。

その過程におきまして、最終的に我々がまとめた案というのは、総務省の評価委員会から出されている意見もあるんですが、それは相当厳しい指摘がありまして、例えば「農業者大学」で言いますと、その機能を「農業・生物系特定産業技術研究機構」の方に引き継ぐということは、我々の方からしますと単なる廃止ではなくて、担い手育成が重要であるから、それはそれで、その機能はどうしても要るのではないかということで、関係のいろいろなご意見、これすべてのご意見が一致することはあり得ないことですから、その中で一番いい方向は何か、行政として決

めたということになるわけでございます。

最終的には、行政改革担当の村上大臣と島村農林水産大臣との話し合いを経まして、統合なり、あるいは非公務員化の案をまとめたわけでございまして、その過程におきましては、この委員会において評価を受けていることについて、それをどのようにしたら盛り込むことができるか、他方、それと真っ向から対立するご意見を出されているところもありますので、その意見をどれだけ取り込むかという観点から、いろいろ検討をしてきたということでございます。

佛田専門委員 今ほどのご説明に「機能」ということがございました。機能を移管すると。先ほど私も申し上げましたが、「機能」の理解が十分されていないとPTの委員は考えております。つまり、機能を移管すれば今までやっておった教育がそのままそこで実現するとお考えのようですけれども、PTはそうは思っておりませんので、ここで確認のため申し上げておきます。

それからもう一つ、参考に申し上げますが、韓国の農村振興庁、国立韓国農業専門学校というのがございまして、これは1996年に日本の農業者大学校を真似して、サンドイッチ式のカリキュラムでつくられております。日本語のパンフレットがございまして。徴兵制が免除されるとか、就業年限の2倍農業に従事すると学費が免除されるというように、非常に力を入れてやっております。その土台となった農業者大学校が、今、ここにこのような形で廃止されるということは大変遺憾でございますし、また、この委員会において、その廃止には異議があるというような決議がなされないようでございますので、会議の途中ではございますが、私と田嶋専門委員にあっては委員長に大臣宛の辞表を提出し、退席させていただきたいと思っております。

それから、委員の皆様最後に申し添えておきますが、万が一研究機構に移行されるということについては十分ご審議をいただいて、移行をしていただきたいと考えております。

武田専門委員 先ほどの事務局の説明に対して、まだ私のあれがないんですけれども、もしプロセスの説明が十分なされておれば、この諮問に対する返答としての附帯意見は載せる必要はないわけですよ。要するに、全体として理解されているはずですからね。載せる必要ないことが載っているということは、不十分だったということですね。

だから、今、いろいろな場面で説明責任ということがありますけれども、言ってみれば、今回の農業者大学校のことについて、あるいは辞任という非常事態まで来ているということは、これはやはり説明責任が不十分だったのではないかと。だから、今後よろしく願いますということです。

(田嶋専門委員・佛田専門委員 辞表を提出し退席)

文書課長 この独立行政法人の見直し案件につきましては、大変タイトなスケジュールで我々の方も対応いたしております、その間、総務省のヒアリングなどが毎週のようにございますので、その中でどういうふうに対応していくか、我々も相当時間の余裕がない中でやってきたということもございまして、十分な説明ができていなかった部分はあるかと思えます。

今後、この見直し案件につきましては、また関係のところとよくご相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

ちなみに、昨年の場合でございますと、いろいろな案件が同時並行に動いておりましたので、各委員さんに意見を文書でお聞きしましたのは12月に入ったところであったかと思えます。今年は残り7法人の見直し案を議論することになりますので、これにつきましては、また節目、節目に情報提供なり、ご意見の聴取なり進めていきたいと思っております。

武田専門委員 今年度は5年目ですから、最後の評価の時期だと思えますので、先ほど申しました委員と専門委員との役割を明確にしておいてほしいと思えます。

文書課課長補佐 評価委員会令に基づけば、(組織)のところでは「農林水産省の独立行政法人評価委員会は、委員30人以内で組織する。」それが本委員。これと併せて「委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。」となっております。

その専門委員はどのようなものかといえば、「当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。」となっておりますので、専門委員というのは特定の法人なりに特に深く入って、その専門的な事項を、そもそもよくわかっているという中で専門的なものについて評価していく。

一方、委員の方は、むしろ他の法人であるとか他の分科会も含めてということになるかと思えますけれども、そういったところと横断的に、やはりバランスとかそういったものも含めて勘案して、実際に、これは定量的な評価を下すということになりますので、当然バランスの中で評価をしていただくというような役割分担と考えております。

ですから、専門委員は、むしろ評価委員会の方にそういったものも含めて情報提供を行っていき、それを受けて評価委員会が適切な判断をするというような役割分担ではないかと認識しております。

武田専門委員 プロジェクトチームの中では、全くその枠を取り払って同じように評価してきたんですよ。それはそれでいいんでしょうか。

松本分科会長 それは、よろしいんですね。

文書課長 はい。

菊池専門委員 今、大学の問題の中で非常に、私の方はプロジェクトチームとはまた違いますので、深く理解していない部分があるんで非常に物を言いづらかったんですが、大学の資格は得られない。名前の大学ですよ、農業者大学校。それと、就農してからの研修みたいな形での受け入れ、あるいは果樹に限られたような形の大学だったような記憶があるんですが、私は、例えば今後こういった形で行くにしても、資格が取れない大学といたしますか、大学から変更していった形というのは、生徒を集める、研修生を集めるのに非常に苦労するのが見えるような気がします。

それと、今までの大学校の中でそういう部分の検討をされて、さらにどうするかという議論がなかったがために、やはり生徒の募集とかそういう部分の中でも 私、栃木ですけれども、この農業者大学校に行って学んだ方がいるのかなという部分、私、わかりませんけれども、私もこの評価委員になる前は、農業者大学校の存在すらも正直、農業者でありながら知りませんでした。まあ果樹関係ですのでね、私、畜産ですから。やはりそういう形の大学に若干問題があったのかなと。

後継者を育成するという意味では非常に私、大切な部分であったろうし、地域のリーダー、非常に漠然としているんですよ。リーダーって何なんだというときに、技術も知識レベルもほかの大学で学んだ仲間より……、資格がないという部分ではリーダーに非常になりづらいといたしますか、そういうことを考えると、今後、カリキュラムを組むとか何とかいっても、例えば今、トレーサビリティの問題とか、農業の中にいろいろな問題が存在していますけれども、やはりそういった資格が取れるとか、国でなければできない先進的なナントカ、これは非常に漠然としていて、極端に言ったら「国でしかできないものってあるの？」という感覚が、私には今、あります。例えば県の試験・研究機関、大学、そういうことを併せたら、「国でしかできない」という表現も私にはちょっと理解しづらい部分なんです。

やはりその辺のところを、今後にあってもこういった改定の中にきちっと組み入れていかないと、移すよと言っているだけで生徒が集まらないとかですね、そういった問題が生じてくると思います。

そういう部分がきちんとされるのであれば、組織が移っても本当に生徒がたくさん来て、勉強されていってという部分にあっては非常に望みますけれども、ただ農業者大学校を移管するという形の中ではさほどの効果が期待できない、そんなふうに感じました。

女性・就農課長 資格につきましては、おっしゃいましたとおり、学士等の資格が得られる

ものではないです。得られるためには、教授など職員に関する体制ですとかさまざまな要件がございまして、それは現在の農業者大学校の体制では、率直に申し上げて非常にハードルは高いということです。

ただ、魅力ある学校づくりのために、教育内容もそうでございますが、それにいかなるものを新たにつけ加えていけるかということにつきましては、さらに検討してまいりたいと思っております。

松本分科会長 それでは、時間も非常に押しておりますので、まことに残念ではございますが、報告事項の1はこれにて終了させていただいて、次に、報告事項2でございます。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの平成15年度業務実績評価に対する意見、及び意見に対する対処方針についてでございます。

平成15年度業務実績評価に対する意見については、昨年12月10日付で総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から各省の独立行政法人評価委員会宛に通知されたところでございます。今後の対応についてでございますが、意見については、いずれも評価に係るものでございますので、今後、各プロジェクトチームで対応方針をご検討いただき、その結果を次回の農業分科会でご報告いただくのが一番よろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、当分科会としては、そのように処理をさせていただきます。

以上で本日の議案についてすべて終了いたしました。私の心の中にまだ何か割り切れないものがあるのは、これは率直に言ってそのとおりでございますが、予定の時間も来ておりますので。

土居委員 資料のことで意見なんです。2月4日付で、10日前に資料が送られてまいりました。その中に「当日提出予定の資料を別添のとおり事前に送るので、ご高覧ください」とあって、その後、準備中なので一部変更もあると書かれていました。それはやむを得ないと思うんですが、今日いただいたものと4日にいただいた資料を照らし合わせてみますと、5、6、7、8、9、10番のところ、最後の18ページぐらいが新たに追加された程度で、ほとんど変わっていないんですね。松本分科会長が先ほど18ページが欠落しているとおっしゃいましたけれども、4日付の資料にはついていなくて、今回ついたんです。

ですから、この印刷の紙、手間、非常に無駄が多いと思います。やはり公費節約ということを考える意味でも、「送付資料を見た上、それを会議当日ご持参ください。」もしその後、何か必要があって変えたのなら、当日別紙で「ここをこう直した」とか、あるいは「ここを差しか

える」とか、そういう程度にされないと非常に無駄だと思います。何十キロもあるわけではないんですから、それぞれ持ってくればいいわけで、その辺の改善をはかっていただきたいと思います。

松本分科会長 私の方からも、その点は事務局に強く要望したいと思います。

それでは、今後の予定等につきまして事務局からお願いいたします。

経営政策課長 本日の分科会におきまして、後日、郵送にて諮問・答申とされました案件につきましては、内容、数字などが固まり次第、皆様のお手元に送付させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催でございますが、5月から6月上旬を予定してございます。予定される議題としては、法人の評価基準の決定等でございます。

また、本日の議事録等につきましては、事務局で作成の上、内容の確認をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

今も資料についてご指摘がございましたが、本日の資料も大変大部でございますので、お席の方に配付させていただきました封筒に入れてそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局の方から郵送申し上げます。

本日、予定の時間を大幅に超過いたしまして活発なご議論をありがとうございました。まことに疲れさまでございました。

ありがとうございました。

松本分科会長 まことに議事進行が上手にいきませんで、約1時間ほど時間を延長させていただきましたが、これにて農林水産省独立行政法人評価委員会第15回農業分科会を閉会といたします。

皆様方には大変ご熱心なご発言、まことにありがとうございました。

午後3時54分 閉会